

当初・変更

工事執行機関 41320 県中建設事務所

入札（見積）執行調書  
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	平成30年4月2日
工事番号	18-41320-0025	工事名	発注者支援業務委託（ダム・補助）	着工	平成30年4月2日
入札執行年月日	平成30年3月22日	発注種別	22 土木設計	完成	平成31年3月29日
審議番号	公所	000000	本庁		
路線・河川名	北須川筋（千五沢ダム）			予定価格	
工事箇所	自 石川郡石川町大字母畑地内			38,441,520	
至					
工事概要	発注者支援業務 N=12ヶ月（2人）（工事監督支援業務）				

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）
300000263 応用地質（株） 福島支店	(1) 45,000,000 (3)	(2) (4)	
300000412 （株）ダイヤコンサルタント 福島事務所	(1) 41,000,000 (3)	(2) (4)	
300006001 （株）ドーコン 東北支店	(1) 46,000,000 (3)	(2) (4)	
300006405 （株）クレアリア 福島営業所	(1) (3)	(2) (4)	失格
300006461 八千代エンジニアリング（株） 福島事務所	(1) 72,308,000 (3)	(2) (4)	
300006470 （株）建設技術研究所 福島事 務所	(1) 50,000,000 (3)	(2) (4)	
300006486 （株）東京建設コンサルタント 東北支社	(1) 37,500,000 (3)	(2) (4)	
300006539 パシフィックコンサルタンツ （株） 福島事務所	(1) (3)	(2) (4)	辞退
300006689 （株）ニュージェック 福島事 務所	(1) 42,000,000 (3)	(2) (4)	
300006699 日本振興（株） 東北支店	仙台市宮城野区榴岡4-3-10 仙台TBビル4階		
	(1) 33,000,000 (3)	(2) (4)	35,640,000

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。

※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

当初・変更

工事執行機関 41320 県中建設事務所

入札（見積）執行調書  
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	平成30年4月2日
工事番号	18-41320-0025	工 事 名	発注者支援業務委託（ダム・補助）	着工	平成30年4月2日
入札執行年月日	平成30年3月22日	発注種別	22 土木設計	完成	平成31年3月29日
審 議 番 号	公 所	000000	本 庁		
路線・河川名	北須川筋（千五沢ダム）			予 定 価 格	
工事箇所 自	石川郡石川町大字母畑地内			38,441,520	
至					
工 事 概 要	発注者支援業務 N=12ヶ月（2人）（工事監督支援業務）				

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）
300006709 （株）エイト日本技術開発 東北支社	(1)	42,000,000	(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)
	(1)		(2)
	(3)		(4)

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。  
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

## 随意契約理由書

今回発注する業務委託は、下記1の発注者支援業務委託である。

この業務委託の契約に当たっては、下記2以下に記載のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することから、随意契約としたい。

### 記

#### 1 委託概要

(1) 委託名	発注者支援業務委託 (ダム・補助) 18-41320-0025
(2) 路・河川等名	北須川筋 (千五沢ダム)
(3) 委託箇所名	石川郡石川町大字母畑地内
(4) 委託内容	発注者支援業務 N=12ヶ月 (2名) (工事監督支援)

#### 2 随意契約の理由

当該業務は、東日本大震災以降の事務量の増大に伴い、技術担当職員の不足による適正な事業管理に支障が生じることへの対応として、設計積算業務、監督に関する現場技術業務を実施するものである。

業務の実施に当たっては、土木工事に関する専門的知識と高い技術力を有する技術者を派遣出来る者でなければ業務の目的を達することができず、適格者が限られることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、本委託を随意契約としたい。

#### 3 随意契約の相手方及び理由

見積りの相手方は、県の土木工事に関する専門的知識や技術力が必要であり、これらの内容を熟知し、公共工事に精通している測量設計業者以外にないことから、平成29・30年度工事等請負有資格業者名簿 (測量等) の土木設計に登載されている業者から11者を選定した。